



石垣 徹郎 (62期) ●Tetsuro Ishigaki

本コーナーでは、一般的な国内法律事務所を飛び出して働く弁護士に、勤務の実態等を紹介していただきます。

1 はじめに

平成27年2月末まで、山形県新庄市に設立された新庄ひまわり基金法律事務所に3代目所長として勤務していた新62期の石垣徹郎と申します。今回は、震災対応等でないごく普通の公設事務所とは、どのような事務所なのかについて、改めて紹介させていただきます。

2 新庄ひまわり基金法律事務所とは

平成17年1月、山形県新庄市内に設立された過疎地型の公設事務所です。山形地方裁判所新庄支部の管内人口は8万人弱で、管内の弁護士数は、公設事務所の所長を含めて4人になります。

3 事件の種類について

事件の種類自体は、東京で執務していたときと大して変わりはありません。とはいえ、登記名義が4代前のままだったり、土地の所有権保存登記がなかったり、大都市であればおよそあり得ないことがままあります。土地の価格が非常に安いので、登記費用の方が土地の取得価格を上回ってしまうような場合、相続が発生した時に登記をするのが、コスト的

に見合わず放置してしまうようです。

また、農地法や種苗法の相談などは東京にいたときは1件も受けたことがありませんが、こちらではそれほど珍しくはありません。こちらでは不動産の価値が都心部ほど高くないので、全体的に登記に対する皆の興味関心が都心部に比べ薄いような気がします。

東京にいたときは、養子縁組自体希でしたので、離縁に関する相談はほぼなかったのですが、こちらでは「家意識」が強く、婿養子が盛んに行われているため、離縁に関する相談もかなりあります。

事件の割合として多いのは、債務整理事件で、これで業務の50%を占めます(ただし、ものすごい勢いで減少しているのでは、そのうち、20%くらいまで落ちるのではないのでしょうか)。次に多いのが、国選刑事事件で、20%くらいです(ただし、弁護士の数が急が増えたので、下手したら5%くらいまで減少そうです)。残りの30%が、離婚・相続・交通事故等の家事・民事事件です。

4 刑事対応について

新庄支部管内で身柄拘束される刑事事件は、年間数十件あります。

ほとんどの事件は、新庄支部に起訴されず、山形本庁に起訴されますが、新庄支部の国選登録弁護士(現在登録3人)が受任することがほとんどです。

国選弁護事件を受任すると、記録の閲覧、

第1回公判期日、判決期日と少なくとも3度は本庁まで赴かなければなりません。本庁までは新幹線+タクシーで50分、または車で約1時間15分掛かるので、大変だねとよく言われます。しかし、実は、東京の弁護士の方がはるかに日中移動しているので（湾岸署と昭島署と千住署を同時に担当していたときは、さすがにしんどかったです。）、苦勞のうちには入らないと思います（むしろ、接見に行くのは新庄署1か所なのでとても楽です。）。

新しく作っている高速道路が、だいぶできてきましたが、これが完成すれば本庁がぐっと近くなるはずですよ。残念ながら任期中には完成しませんでした。私の次の次くらいの所長の時には完成するはずですよ。

5 委員会活動について

赴任当初は、委員会活動があると山形市まで（場合によっては泊まりで）行っていたのですが、新庄支部にも弁護士が増えてきたので、スカイプが導入され、わざわざ往復2時間くらいかけて山形まで行かなくてもよくなりました。

とはいえ、本庁の先生方と交流する貴重な機会でしたので、そんなに遠いわけではないですし、懇親会があるときなどは、直接山形の弁護士会館で参加していました。

ひまわりの先生方は、年齢の近い、あるいは同期の弁護士と気軽に事件の悩みなどを会って話すことができず、苦勞しているようですが、ここ新庄支部は、本庁に近く、かえって、いろいろなことを所外の同期と話していたような気がします（所内の弁護士がゼロになってしまったので、所内で気楽に、というわけにはいきませんが。）。

6 新庄市での生活

山形県は温泉王国で全市町村に温泉があります。新庄市内にはもちろん車で30分以内の範囲にいくつも温泉があります。新庄最上地域のお隣の銀山温泉も車で1時間くらいです。1回泊まりに行きましたが、銀山温泉は素晴ら

しかったです。ただし、若干高いです。

新庄最上地域内にも沢山の温泉地があり、昨年皇太子殿下が宿泊された旅館が瀬見温泉の中にあります。

冬の楽しみはスキーです。スキー場も車で30分以内の範囲に3つあり、ナイター設備も備えているので、毎晩でもスキーを楽しむことができます。

新庄は、なぜ、ひまわり基金公設事務所があるのか、疑問に思う程大きな街ですので、徒歩圏内にスーパーなどがいくつもあり、生活には全く困りません。むしろ、楽しいからといって、飲み屋街（メインの街だけでも、ゴールデン街の3分の1くらい大きさがあります。家から歩いて10分かからないので、代行いらずです。）に入り浸らないように気をつけていました。というよりも、ひまわり公設があるのは、あくまでも司法過疎地域であった、リアル過疎地域ではないのであたり前といえばあたり前なんです。

7 おわりに

現在は、横浜弁護士会から、後任の神永夕貴弁護士が4代目所長として赴任していますが、あと3年で、任期が終わってしまいます。新庄ひまわり基金法律事務所は、初代の碓井弁護士や2代目の瀧澤弁護士の努力の甲斐あって、地域の皆様の信頼を獲得している事務所です。まだまだ継続して運営していく必要があります。

この記事を読んでいる方は、赴任時期との関係で、新庄に応募する可能性は低いと思いますが、今年の12月登録の方であれば、丁度、時期が重なるはずですよ。バックナンバーでこの記事を読んで新庄に興味を持った方がいらっしゃいましたら是非、次の新庄ひまわり基金法律事務所（5代目になります。）に応募してみてください。 